決議が可決されました ※決議は、議会が行う事実上の意思形成行為で、 議会の意思を対外的に表明するものです

杉原孝一郎議員に対する辞職勧告決議(要約)

令和元年7月の参議院議員広島県選挙区を巡る大規模買収事件で、本市議会の杉原 孝一郎議員が現金30万円を受け取ったとされる報道がなされた。

議員は当初金銭の授受そのものを否定していたが、昨年9月11日の議員説明会では、 現金と気づかずに受け取ったが3日後には返却したと説明を一転させた。

また、公判での供述調書で、「違法な現金と分かったうえで受け取り、食事代等に使っ た。その後、手持ちの30万円を現金書留で送ったが戻ってきた。」と、これまでの説明 とは異なる内容であった。

相反する説明が何度も行われたことは、マスコミ報道にも大きく取り上げられ、本 市議会の信用は既に大きく失墜している。本市議会からの説明会開催の再三の申し入 れを拒否し、市民への説明責任も一向に果たしておらず、コンプライアンスが厳しく 求められる議会においては、断じて許されるものではない。

杉原議員の一連の言動は、市議会に対する信頼を大きく傷つけるものであり、議員 本人はそのことを重く受け止め、この際、議員を辞職されるのが妥当と考える。

以上の理由から、尾道市議会は、杉原孝一郎議員に対して議員辞職勧告を決議する。

令和3年2月22日

尾道市議会

政治倫理審査会が設置されました

杉原孝一郎議員が令和元年参議院議員選挙において現金を受領した問題で、議会へ度重な る虚偽の説明を行ったことに対し、尾道市議会政治倫理条例第3条第1項第1号(※)に違 反するとして、19名の議員より議長に審査請求がなされました。これを受けて議長は、政治 倫理審査会を設置し、審査を付託しました。

3月22日の初会合において、委員長に吉田尚徳議員が、 副委員長に山根信行議員が互選されました。

吉田 尚徳 委員長

副委員長 山根 信行

岡村 降 飯田 照男

訓司 髙本 檀上 正光

星野 光男 吉和 宏

岡野 長寿

佐藤

(※) 尾道市議会政治倫理条例第3条第1項第1号…議員の品位と名誉 を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。



審査請求の申し入れ(3月12日)

理委員および補充員の選挙について

2月定例会において選挙管理委員および補充員の選挙を行い、指名推薦の方法により選挙管 理委員に4名、補充員に4名の方を選任しました。